

(仮称)仙台市暴力団排除条例と宮城県暴力団排除条例との比較表

(仮称)仙台市暴力団排除条例(案)	宮城県暴力団排除条例	
基本理念 「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対して資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」		
市(県)の責務 県暴力追放運動推進センター等との連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を総合的に推進		
市の取り組み <ul style="list-style-type: none"> 公共工事等における措置 公の施設の使用等の制限 暴力団排除活動に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供、助言、指導など ○県警と連携した安全の確保への配慮 啓発活動 	県の取り組み <ul style="list-style-type: none"> 公共工事等における措置(第8条) 暴力団排除活動に対する支援(第9条) 保護その他の措置(第10条) 訴訟の援助(第11条) 啓発活動(第12条) 青少年に対する指導等(第15条) 	
市民	市民(県民)・事業者の責務 ○暴力団員による不当な行為があったときは、市(県)等に相談するなど暴力団排除に努める	
事業者	○市(県)が実施する施策に協力するよう努める ○市(県)に対する暴力団排除に関する情報提供に努める	
		事業者の責務 ○暴力団排除に取り組まなければならない ○暴力団の威力を利用してはならない
		事業者団体の責務(第7条) 青少年に対する指導等(第15条) 金品等の供与の禁止等(第16条) 契約締結時の措置等(第17条) 不動産の譲渡等をしようとする者の措置等(第18条)
		暴力団員等が金品等の供与を受けることの禁止等(第19条) 第16条・18条・19条違反
		報告又は資料の提出(第20条)
		勧告(第21条)
		違反 公表(第22条)